

神戸市営地下鉄 車内放送広告および駅名板広告募集要項

1. 目的

神戸市交通局（以下、「交通局」という）は、駅が最寄りのランドマーク性のある施設や事業所等と結びつくことで、駅周辺の活性化や地下鉄を利用されるお客さまの利便性の向上、広告収入の確保につなげるため、車内放送広告および駅名板広告の広告主を募集している。以下の駅を対象に広告主を募集する。

2. 募集対象駅

	①西神・山手線/北神線 (29 編成)	②海岸線 (10 編成)	両線 (①+②)
車内放送広告と 駅名板広告	湊川公園駅、上沢駅、長田駅、学園都市駅、西神中央駅	旧居留地・大丸前駅、駒ヶ林駅	新長田駅
車内放送広告のみ	谷上駅、板宿駅	—	—
駅名板広告のみ	—	三宮・花時計前駅	—

※広告主は、1 駅・1 区間につき 1 社とする

※新長田駅は、西神・山手線/北神線と海岸線で同一広告主とする

3. 広告期間等

広 告 期 間	<p>掲出可能日※から 2028 年 3 月 31 日まで</p> <p>※申込受付後の審査を経て採用通知があった日の翌営業日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車内放送広告およびトレインビジョン：交通局で一編成ずつ作業を行うため、全編成一斉放映開始とはならない場合がある。 ・駅名板広告：上記は掲出可能期間であり、当該期間中に広告を掲出または撤去すること。
広 告 料 金	<ul style="list-style-type: none"> ・最低広告料金は「募集対象駅最低広告料金一覧およびオプション広告料金一覧」(別紙 1)のとおりとし、広告主は、最低広告料金以上の金額で申込を行うこと。 ・最低広告料金未満での申し込みは受け付けない。 ・広告料金の発生は、車内放送広告は全編成で放映が開始した日、駅名板広告は掲出作業開始日とし、セットの場合はいずれか遅い日で起算する。 ・月途中に広告料金が発生する場合、一月を 30 日とし日割計算(小数点以下は切り捨て)する。

変更・撤去等	<ul style="list-style-type: none"> ・車内放送広告は、交通局が音源製作と車両への設定作業を行う。 ・車内放送広告の内容の変更や放送中止が必要な場合は、2ヶ月前までに申し出ること。 ・車内放送広告の変更等にかかる費用は、交通局から広告主へ実費相当分を請求する。 ・駅名板広告は、神戸市交通局指定広告代理店が設置作業を行い、作業費用は広告主等が負担すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・交通局の業務上の都合および緊急放送その他の事情により、車内放送広告を放送しない場合があることを了承すること。

4. 広告内容

車内放送広告	<ul style="list-style-type: none"> ・駅の出発時と停車時において、下記に例を示すとおり、定型文と40文字以内のアナウンス広告を放送する。 出発後：「次は、学園都市、学園都市、●●●●の▲▲へはこちらが便利です。」 停車前：「学園都市、学園都市、●●●●の▲▲へはこちらが便利です。」 ※▲▲は「申込書」（別紙2・別紙3）の「広告内容」（社名や店名等） ※●●●●は、上記の▲▲を修飾したい場合に▲▲を含めず「申込書」（別紙2または別紙3）の「40文字以内のアナウンス広告」に記載した文言とする。 （アナウンス広告例） 地域に根差して活動する▲▲不動産。 こどもから高齢者まで、神戸地域の健康を伴走型でサポート、▲▲クリニック。 ※40文字：「広告内容」と句読点を含まず、ひらがな1文字につき1文字でカウントとする。 ※アナウンス広告は、交通局審査により、文言変更を求めることがある。 ※駅間が短い場合など、文言変更を求める場合がある。 ※海岸線における停車時の放送は40文字以内のアナウンス広告はなく、「申込書」（別紙2・別紙3）の「広告内容」のみの放送とする。
駅名板広告	<ul style="list-style-type: none"> ・対向壁および対向柱、ホームの壁面・柱に設置している駅名板に広告内容（社名や店名等）を表示する。 ・掲出数量や位置、仕様については「駅名板広告の仕様」（別紙5）を原則とする。 ※現状掲出している駅名板下広告の位置とは異なるため、注意すること。 ※既契約の事業者の継続に限り、現状の位置での掲出継続を認める。 ・書体及びデザインは、事前に交通局の了承を得ること。 ・対向壁を除く駅名板広告の文字色は白、背景色は交通局の指定する色（西

	<p>神・山手線は DIC216、海岸線は DIC183) とする。</p> <p>・文字等のサイズは、駅名より小さくすること（原則、面積比で 8 割以下）。</p>
ト レ イ ン ビ ジ ョ ン	<p>・西神・山手線/北神線の車内ビジョン（トレインビジョン）に駅名板広告のテキスト表示を行う。</p> <p>※表示イメージは「トレインビジョンへの表示」（別紙 7）を参照のこと。</p>
【オプション】 ホ ー ム 柵 シ ー ト 広 告 (軌道側)	<p>・広告料金は「募集対象駅最低広告料金一覧およびオプション広告料金一覧」（別紙 1）のとおりとする。</p> <p>・掲出場所および仕様は、「ホーム柵シート広告（軌道側）の仕様」（別紙 8）を原則とする。</p> <p>・書体及びデザイン（イラスト・ロゴ）は、事前に交通局の了承を得ること。</p>

5. 駅名板広告の施工および維持管理等

- ・施工方法およびデザイン案を事前に交通局へ提示し、協議すること。
- ・広告面の破損やシート剥がれ起きた場合は速やかに補修・貼替を行うこと。
- ・年に 1 度、広告面を清掃すること。
- ・設置、維持管理、撤去、原状回復は広告主の負担とする。
- ・駅毎にサイズが異なるため、施工前に現調を行うこと。

6. 申込について

(1) 募集要項

交 付 場 所	神戸市交通局ホームページに掲載
---------	-----------------

(2) 申込

申 込 方 法	神戸市交通局指定広告代理店（別紙 9）を通じて、申し込みすること。
申 込 期 間	随時申し込み可
提 出 書 類	<p>①申込書（以下のいずれか）</p> <p>【セット】車内放送広告および駅名板広告申込書（別紙 2）</p> <p>【車内放送広告のみ】 広告申込書（別紙 3）</p> <p>【駅名板広告のみ】 広告申込書（別紙 4）</p> <p>②申込書記載の必要書類</p> <p>③確約書（別紙 10）</p>
問 合 せ 先 提 出 先	神戸市交通局指定広告代理店（別紙 9）

7. 広告主の選定

(1) 選定方法

交通局は、「神戸市営地下鉄車内放送広告・駅名板広告審査選定委員会」を設け、「車内放送広告および駅名板広告の広告主選定基準（以下、「選定基準」という）」（別紙11）により、広告主および広告内容の審査・選定を行う。なお、個別の審査内容は、非公開とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、審査後速やかに神戸市交通局指定広告代理店へ通知する。

8. 広告主の選定取り消し

- ・交通局は、広告内容が選定基準に該当しなくなった場合や、広告主が悪質企業者等として摘発または行政処分を受け、もしくは受ける可能性があると認められる場合は、契約期間にかかわらず、広告主の選定を直ちに取り消し、あわせて掲出された広告等を撤去させることができる。その場合、広告料は返金しない。撤去の際に発生する費用は、広告主または広告代理店の負担とする。
- ・前項の処分を行った場合、交通局は当該駅について、翌月以降随時募集の対象とする。

9. 広告主選定後のキャンセル

- ・広告主選定後のキャンセルについては、原則認めない。ただし、特段の事由があり交通局が認めた場合はこの限りでない。

10. 広告料の支払

- ・交通局の広告取扱事業者である阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社の請求に基づき、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期として、それぞれの期の最初の月に納付する。なお、掲出開始時の初回の支払いは、掲出月の翌月末日までに納付すること。

11. その他

- ・交通局事業等の理由により、駅名板広告の周辺環境が変わることがある。